

「女性の活躍」を支える女性の輝きは?



アベノミクスの「女性が輝く社会」が脚光を浴びている。だが、ふと我に返ると、活躍する女性を支える女性は輝けるのか、という問題が、いつの間にか置き去りにされていることに気づかされる。

先日、ある会合で、国家戦略特区への「外国人家事支援人材」の導入が話題になった。居合わせた管理職女性が、「外国人家政婦が住み込みで安く働いてくれたら本当に便利ね」と顔を輝かせた。確かに日本の女性たちは家事労働を一手に引き受け、外で働くことが難しい。保育所も介護施設も足りない。異様な長時間労働に加え、子どもの病気で休んだだけヒコクミン扱いを受ける日本の職場で、安い外国人家事労働者がいてくれたら、という思いはわかる。だが、ちょっと待ってほしい。労働時間への規制の強化や、育児で休んでもなんとかなるような仕事情報の共用化など、労務管理改革を求めるごとなく、「便利な外国人家政婦」にもたれかかるだけで、私たちは働きやすくなれるのだろうか。

厚生省は、今回の外国人家事支援人材に

なるのだろうか。
20年前、シンガポールで特派員をしていたとき、子連れて赴任した私は、フィリピンからやってきた家政婦のお世話をした。シンガポールは保育や介護のインフラが乏しい。だから、そこそこの賃金を稼いでいる女性は、自力で外国人家政婦を雇うことで問題を解決する。だがそこは、こうした家事労働者に対する虐待が日々新聞タネになる場所でもあった。家庭という密室での労働に加え、外国人なので親族もなく、助けを求める場が少ないことが、悪条件の背景にあった。わが家の家政婦は「シンガポール人はひどい」とごそり鬱陶をもらした。私が日本人なので、言っても大丈夫と思ったのだろう。そうした不満が子どもやお年寄りに向かわないよう、社会はさうに彼女たちを縛り付ける。便利で効率的に見えて、そんな緊張感がじわじわと伝わってくるような日々だった。私たちは、そうした緊張を引き受けれる覚悟がどれだけあるだろうか。

2011年、国際労働機関(ILO)は家事労働者に労働権を保障する「家事労働者条約」を採択した。こうした条約の批准も含め、家事サービスを担う働く女性たちも共に輝ける仕組みを話し合っていく必要がある。私たちが、家事労働を血眼で買いつぶす「モンスター消費者」になってしま前には。

マンガコーナー

テーマ「カジダン(家事男)」

諸橋 泰樹(フェリス女学院大学文学部教授)

本年度の「男女共同参画週間」キャッチフレーズ「家事場のパパカラ」を先取りし、マンガでいわゆる「カジダン」が描かれている作品は、「美味しいんぼ」(雁屋哲原作・花咲アキラ作画・小学校館、1983年から連載)と、「クッキングパパ」(うえやまどち、講談社、1985年から連載)が、その双璧といつていいだろう。この2作品は、働いている妻をパートナーに、主人公の男性が料理や掃除、洗濯などの家事、子育てを自然にやっていて、清潔しい。

『美味しいんぼ』の山岡土郎と、『クッキングパパ』の荒岩一味は、対照的だ。山岡は、タバコを吸わず、人工調味料を使わないし、ストイックである。同じ新聞社の同僚である妻の栗田ゆう子は、会社でこれまで通り別姓を使っている。一方、物産会社に勤める荒岩は、タバコも吸うし、人工調味料は使うし、新聞記者の妻・虹子は同姓にしている。

山岡は、芸術に謹厳で横暴な父・海原雄山が母を死に至らしめた



と考えて父を憎み、母の姓を名乗っている。荒岩は、幼い頃に父を亡くし、調理人として働く母の背中を見て育った。どちらも母子家庭で育ったのは、偶然だろうか。特に山岡にとって父はエディス的な母の仇であり、栗田ゆう子と結婚するまで、結婚や家庭を、夫／父親が暴力的に君臨する場として否定的に見ていた。個人的には、そんなつばっていた山岡が好きだ。ただ、多くの読者は、荒岩の方を夫の理想像とするだろうが。

ジェンダーの視点に貫かれているわけではないが、「美味しいんぼ」は「食」を中心、人が人に対してやさしくあれられる社会を模索し、「クッキングパパ」は自然体で「食べる」「生活する」「育てる」を通じて人に對しやさしくある再生産労働を、男性も実践している。そんな視点でこの2作品を読んでみてはどうだろうか。

Cutting-Edge

【カティング・エッジ】

ジェンダー問題解決の
カギを提示する
最前线書誌情報誌



生殖補助医療と 子の出自を知る権利

現在、日本には生殖補助医療に関する法律はない。日本産科婦人科学会の会告(自主規制)に委ねている。しかし、会告を無視して国内で代理出産施術をする医師、国外で代理出産をする当事者の例が後を絶たない。第三者からの精子提供(AID)で出生した子ども達が自分の出自について苦悩する例、ターナー症候群のため卵子のない女性が第三者からの卵子提供を求めてNPO法人を立ち上げた例なども報告されている。

こうした事態を受けて、自民党・生殖補助医療に関するプロジェクトチーム(PT)は、第三者からの精子提供、卵子提供を認め、代理懐胎については、妻が子宮摘出など明らかに懷胎能力を欠く場合に限り、指定医療機関において政令で定める手続を経て実施することを認める案を検討している。本法案は今秋の臨時国会で提出し、来年の通常国会での採決を目指す予定であることがメディアで報道されている。

結婚すれば子をもうけて当然、女性は出産すべきと考える人が多い日本において、生殖補助医療について法制化する場合には、その前提として、不妊に対する理解を深め、生殖補助医療は生き方についての多様な選択肢(カップルのみで生きる、養子縁組をする、里親になる、地域の子育てに協力するなど)の1つにすぎないことを認識する必要がある。

その上で、①子の出自を知る権利を確保し、②提供者や代理出産者の尊厳を守り、③提供を受ける者・依頼者が安心して利用できるシステムを構築すべきである。この順序を間違えてはならない。しかし、PT案は、①についてすら明記していない。

もともと子の出自を知る権利は、自己のアイデンティティの確立に関わる権利として人格権に基づくものとして位置づけられてきた。しかし、それだけではない。生殖補助医療の場合、親の側が自分たちの判断で医療を受けるのに対して、生まれてくる子は親の自己決定の外に置かれる。そこで子の出自を知る権利に対応して、親は子に事実を告知しなければならず、告知しても子が安心できるような養育環境、親子関係を築く責務を課すことによって、子の利益を守るのである。

当事者である子自身が、家族の中に秘密がないことを何よりも望んでいる。事実を知つても親子関係は変わらない、自分たちの生きる力を信じて欲しいと語っている。秘密にしておけば、すべてが解決するというのは、親側の一方的な願望にすぎない。子には「安心して生きる権利」がある。子の出自を知る権利は、選択権のない子が、親の一方的な意思決定を恣意的でないものにするための対抗軸として、それを通じて、信頼に基づく安定的な親子関係を確立するための1つの手法としても位置づけられる。

私見では、生命の誕生にかかわる者は、誕生後の育みにもかかわるべきであり、そこに人の生命に対する連帯も生じると思うので、精子・卵子などの提供者や代理出産者も育みへの責任を担うこと、例え、お互いの情報を共有し、面会したり、交流したりすることのできるシステムが不可欠である。子の出自を知る権利は、この要になると思う。